

# 春号

😊 風が気持ちいい季節になりました 😊

ルールをもう一度チェックして 通勤もレジャーも楽しみましょう

## 自転車安全利用五則を守りましょう。

### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### ② 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



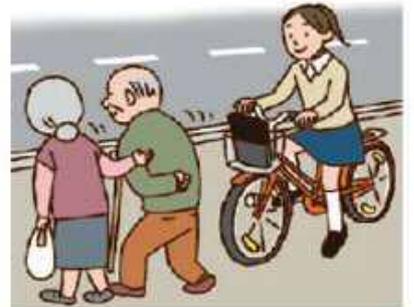
あさひから

車道の右側を走行するのは、車や自転車と正面衝突の可能性が高まり、特に危険です。絶対におやめください。

### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は料料



### ④ 安全ルールを守る

#### ■ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ※酒に酔った状態で運転した場合



#### ■ 二人乗りは禁止

6歳未満の子どものみを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は料料



#### ■ 並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は料料



#### ■ 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰 則】 5万円以下の罰金



#### ■ 信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



#### ■ 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



警視庁制作／自転車安全利用（一般用）より

### 運転中の携帯電話 やめましょう！ 傘さし運転



【罰 則】 5万円以下の罰金



傘を自転車に固定して運転する場合、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触しないように十分注意して走行してください。